

Title	国民統合、自衛隊と教会(第二回東日本大震災国際神学シンポジウム：分科会報告 J)
Author(s)	安藤, 能成
Citation	聖学院大学総合研究所紀要, No.56, 2013.10 : 169-180
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=4933
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

国民統合、自衛隊と教会

安藤 能成

自衛隊の存在は救助・復旧活動において注目され、多くの国民の間で存在意義が高められた。武器を使用する軍隊としての姿ではなく、国土と国民を守る公的集団としてのイメージが強められたと考える。しかし尖閣諸島についての中国との関係から「国防軍」としての存在を求める政治的発言が湧き起こっている。私たちキリスト者は「国家」や「自衛隊」をどのように認識すべきなのか、考えてみたい。

国民統合について

はじめに私の結論から申し上げます、民主主義国家における国民統合の原理は憲法であるべきだと思っている。それは置くことにして、一般的な社会の動きから捉えてみよう。

国民統合の動きは戦後間もなく守旧派によって画策されてきたと思われる。その動きで注視しなければならないの

は、日本国憲法の三本柱である基本的人権の尊重、国民主権、平和主義の空洞化につながりかねないことである。天皇
国家元首論、神権天皇制を支える伊勢神宮とA級戦犯が合祀されている状態の靖国神社を国権の代表である首相が公式
参拝することは、戦争責任の免罪および戦争の美化につながると批判されても当然のことであろう。元号法、国旗国歌
法などの制定はこの流れにあるとみられる。

時間的な流れを振り返ると、主な出来事として一九七六年一月天皇在位五〇年式典、一九七七年八月昭和天皇の那
須発言、一九七九年六月元号法成立、一九八二年二月一日総理府、文部省後援の建国記念の日奉祝式典で「八紘一
宇」「拝礼」が登場、一九八六年天皇在位六〇年式典、一九八九年二月二四日昭和天皇大喪の礼（内閣主催、公式典範
に基づく国の儀式）、一九九九年八月国旗及び国歌に関する法律施行などがあつた。

ここで「靖国神社国家護持法案」に関して少し触れておこう。

一九六八年八月一日靖国神社境内で政府主催全国戦没者追悼式挙行。一九六七年六月衆議院法制局、日本遺族会の
修正要望を一部取り入れ「靖国神社法案」を村上小委員長に提出。一九六九年六月靖国神社法案を自民党議員立法で第
六一回国会へ初提出。（一九七七年津地鎮祭違憲訴訟の最高裁判決）。一九七八年六月英霊にこたえる会結成、同年八月
一日英霊にこたえる会主催の第一回国戦没者慰霊大祭開催（以降毎年開催）。一九八四年八月「閣僚の靖国神社参
拝に関する懇談会（靖国懇）」発足。一九八五年八月靖国懇第二回会合、報告書を藤波官房長官に提出。

現在閣僚、国会議員は自己判断を原則としているが、今年の靖国神社春の例大祭には多数の国会議員が参拝し、閣僚
も特に首相経験者であり現副総理の麻生太郎氏（彼はキリスト教徒の家系）が参拝している。日本の軍人、軍属のみ
を英霊として祀る靖国神社よりも、戦いのときに亡くなられたすべての人々を敵味方の区別なく慰霊し記念する沖繩の
「戦争こそ敵である」として建立された「平和の礎」のほうがふさわしいと思う。あるいは千鳥ヶ淵戦没者墓苑がふさ
わしいであろう。靖国神社は自分の意志に反して女子挺身隊として戦地に引かれ、従軍慰安婦として命を落とした日本

や朝鮮半島の女性たちを祀ることもしていない。その人々が受けた屈辱は筆舌に尽くしがたものであったと思う。天皇陛下のために沖繩で玉砕した島の人々、集団自死した人々もわかりである。

憲法について

自由民主党憲法改正草案にはいくつかの根本的な疑問を持たざるを得ない。

はじめに天皇が国家元首とされていることが現憲法との根本的な相違の大きなところである。そこには天皇の存在を国民統合の原理にしようとするが見える。東日本大震災の被災地に訪れた天皇皇后の存在感は被災者にとって大きなものだったと思う。

第十二条（国民の責務）、第十三条（人としての尊重等）、第二十一条（表現の自由）、第二十九条（財産権）には現憲法では「公共の福祉」が求められているのに対し、改憲草案では「公益及び公の秩序に反してはならない」と変更されている。「公益及び公の秩序」は誰が定めるのか。昔の「治安維持法」のように国家権力が都合よく解釈して適用する道が開かれる可能性を否定できない。

石破自民党幹事長は「公益及び公の秩序に反するというのは、オウム真理教のようなものをいうのである」と話していたが、オウムのような件は憲法の課題ではなく、明らかな犯罪行為であったから法律で取り締まるべきことであるし、そのように不都合なく処理されたはずである。事件になる前にその可能性があると思われる団体や個人を予防的に排除することを目指すとするのであれば、恐ろしいことである。聖書にはイエス・キリストのたとえ話が記されている。その中に「毒麦のたとえ」に、ある人が自分の畑に良い麦の種を蒔いたが、眠っている間に、彼の敵が来て麦

の中に毒麦を蒔いて行つた。そして麦が実つたときに毒麦も現れた。それでもべたちがその人にどうしてかと尋ねると敵がやったことだと答える。するとしてもべたちが毒麦を抜き集めましょうかと提案する。ところがその人は毒麦を抜き集めるときに良い麦も一緒に抜いてしまうかも知れないから、収穫の時までそのままにして置くようにと言つた。予防的に排除することの危険性を教えている。石破幹事長もキリスト教徒の家系であるから知らないはずはないのだと思うのだが。

公を縛るのが憲法であり、民を縛るのが法律であるという役割の区別を持たせなければ、民は一方的に公によつて縛られるのみとなり、国家権力による国民の支配という不自由な国になる可能性を否定できない。

この条文は「大日本帝国憲法」(明治憲法)の第二章 臣民権利義務 第二十八条「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」および第二十九条「日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス」への回帰とも言える。自由民主党改憲草案第二十条(信教の自由)三項では、「国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない」としているが、「ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範圍を超えないものについては、この限りではない」としている。これは学校教育現場における神社参拝等に道を開く可能性が高いと思われる。改憲案第百条では憲法改正手続きを三分の二以上から、過半数に引き下げて改憲手続きをやりやすくしている。国会議員の半数近くが反対しても国の方向を変えることが可能になり、国民投票において半数近くの国民が精神的不自由のなかに置かれることになる。改憲案第百二条(憲法尊重擁護義務)は、前のところでも書いたように、憲法が国民を縛る道具になり得る。第九十七条(最高法規)にある「この憲法が国民に保障する基本的人権……」は改憲案では削除されている。かえつて改憲案第百二条に「全て国民は、この憲法を尊重しなければならぬ」として、憲法が国民を縛る内容としている。

「日本を取り戻そう」という掛け声と「憲法改正」が先の選挙運動中に叫ばれたが、それが明治を取り戻そうという

流れであるとすればとんでもないことである。大日本帝国憲法は天皇を主権者としている。「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」。また「教育ニ関スル勅語」では天皇自らを絶対者として国民を「臣民」と呼び天皇の民にし、公民化教育によつて権力を集中させた。臣民が敵に降伏することは屈辱として戦争末期における沖繩では悲惨な集団自決が引き起こされた。

女性の地位

戦争末期に国家総動員体制で、一二歳から四〇歳までの配偶者のいない女性を女子挺身隊員として戦時動員した。このようなことは欧米では見られないことであつた。いかに異常であつたことか。子どもを産まない女性を女性として数えないというに等しい行為である。その陰の歴史に従軍慰安婦の存在があつたと考えられる。

日本における女性の地位については現在の日本国憲法第二十四条、家族生活における個人の尊厳・両性の平等の規定「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。②配偶者の選択、財産権、相続、居住の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」によつて変えられた。この条項が入れられるとき、日本側の委員からは、「日本にはなじまない」として相応な抵抗があり、それでも担当したベアテ・シロタ・ゴードンさんが死守した。それ以前の日本での女性の人権は極めて低くされていたと思われる。

民主主義国家で大事なこと

やはり民主主義国家にあるべき憲法の姿は、現行憲法の第九十九条「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」という条文に表されている立場を堅持しなければ、政権あるいは政権与党の暴走を止めることができなくなるであろう。

最近、安倍首相は四月二八日を、日本が主権を回復した日として政府主催の行事を行った。その日付は一九五二年にサンフランシスコ平和条約が発効した日である。そのことにより戦争中に多くの人々の血が流された沖縄は日本から切り離され、恒久的な米軍基地化が沖縄住民の意思に反して進められることになった日である。その屈辱の歴史を無視するかのように自民党をはじめ改憲派が「自主憲法制定」に歩を進めようとしているのではないかと考えられる。独立国家でありながら憲法はお仕着せであるというのが彼らの考えにあると思われる。

民主国家において大事なことは、国家組織あるいは国家権力が民衆の意思に従って働くことであって、民衆が国家組織あるいは国家権力の意思に従うことではない。どのような権力や組織であっても個人の内心の自由を制限したり奪うことは許されない。それは民主主義の根幹に関わることである。

日本とドイツの戦後処理について

ここで戦後処理問題について少し触れる。互いに敗戦国として裁かれた日本とドイツでは違いが見られる。またナチスの戦犯はほとんど永久追放されている。ドイツの大統領であったリヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカーは戦後四〇年目の一九八五年五月八日の大統領演説「荒野の四〇年」の中で、「五月八日は心に刻むための日であります。心に刻むというのは、ある出来事が自らの一部となるよう、これを信誠かつ純粹に思い浮かべることであります。そのためには、われわれが真実を求めることが大いに必要とされます。われわれは今日、戦いと暴力のなかで斃れたすべての人々を哀しみのうちに思い浮かべております。ことにドイツの強制収容所で命を奪われた六〇〇万人のユダヤ人を思い浮かべます」と語って、ユダヤ人虐殺を事実として認め、戦争で死んだロシア人、ポーランド人他、ナチスによって弾圧され抹殺された人々の悲惨にも触れて悔悟している。さらに「過去に目を閉ざす者は結局のところ、現在にも盲目となります。非人間的な行為を心に刻もうとしない者は、また新しい感染の危険への抵抗力をもたないことになるでしょう」と語っている。この認識と悔い改めがあつて、現在のドイツはヨーロッパ各国との和解が成立しているのであろう。顧みて我が日本と近隣諸国との関係はどうなつていようか。聞くまでもないことであり、残念である。それは戦後の教育において過去を直視することを避け、子どもたちを歴史的盲目状態に追いやつてきた結果である。「戦争を知らない子どもたち」（一九七一年にリリース）というフォークソングがあつた。戦争を体験していないことは素晴らしいことだが、国家の戦争の歴史を知らないことは恥ずべきことになる。

ドイツは戦中のナチスの体制と戦後の体制を断絶する努力をしてきた。日本では戦前も戦中も戦後も特に政治の世界

は連綿とつながっている。

また日本では極東軍事裁判でのA級戦犯の早期釈放を米国側に働きかけた。結果、処刑されなかつたABC級合わせて約八〇〇人の戦犯全員が一九五八年に釈放された。一方、日本に協力して戦犯とされた朝鮮人や台湾人は、講和条約で日本国籍が失われたにもかかわらず拘束が続いた。また一九五二年に朝鮮人戦犯三〇人が釈放を求める訴訟を起こしたが、最高裁は訴えを退けた。日本による朝鮮半島の植民地化によって併合された地域から労働力として日本に連行された人々である。今、彼らの子孫である在日の人々に対する仕打ちは、レビ記一九・三三―三四に照らしても遺憾である。ヘイトスピーチには嫌悪を覚える。中国大陸や他の地域でなされた日本軍による戦争犯罪行為についても政治指導者の中に認めない人たちがいる。けれども朝鮮半島において創氏改名が強制されたことは事実である。また一九一九年朝鮮神社を創立し、一九二五年に朝鮮神宮と改称して朝鮮の総鎮守とした。その祭神は天照大神と明治天皇である。朝鮮総督府はこれを皇民化政策の一環として参拝を奨励し、日中戦争が始まった一九三七年以降は参拝を強要した。これに抵抗したキリスト教徒は殉教の道を進んだ。これらの事実を認めないで侵略の有無について云々することは恥である。閣僚の靖国神社参拝に対する韓国国民の思いは、単に政治家個人の心の問題だと言って片付けられる事柄ではなく、過去の神社参拝強要の悪夢があるということも政治家諸氏に知っていたただかなければならないことだと思う。

近代以前の考え方

興味深い話がある。日本オリエント学会会長をしていた三笠宮崇仁親王が自伝『古代オリエント史と私』（学生社、

一九八四年)の中で《日本社会に近代以前の考え方が強く残っているのは、日本人が宗教改革を経ないためではないかと考えた》と書き、三笠宮がオリエント学に向かった理由の一つだと書いている。もう一つの理由は中国戦線に出兵していたときに自国の兵たちが婦女子に対して乱れた行為を行っているのを見、中国人には見られないのはどうしてか、性的な機能が違うのではないかと考えたそうだが、中国にはキリスト教の宣教師が入っていてその教えに基づくことだと知り、それから聖書に興味を持ち、更にオリエント学に進んだという。ついでに付記しておく、三笠宮は国歌についても実にユニークな考えを持っていた。曰く《国歌は新しく作って、『君が代』は天皇歌として残したら良い。国歌の問題は理屈ばかりでは解決できないが、さりとて感情ばかりでもいけない。明治の黄金時代を体験した人と、昭和の暗黒時代に苦しんだ人とは気持もまったくちがう。しかも両方の感情を無視できない》。

一六世紀ヨーロッパにおける宗教改革は単に宗教上の変革ではなかった。歴史観、世界観、価値観の大転換であったと思われる。その拠点の一つであったドイツで第二次大戦後、ナチスとの決別を徹底したのはそれと無関係ではないと考える。

自衛隊について

次に自衛隊について考えよう。東日本大震災において自衛隊の存在は救助・復旧活動において注目され、多くの国民の間で存在意義が高められた。武器を使用する軍隊としての姿ではなく、国土と国民を守る公的集団としてのイメージが強められたと思う。個人的には反対であったが、イラク特措法で派遣された自衛隊は敢えて砂漠で目立つ緑色の野戦服を着用し、標的のように目立つ日の丸を付けた。それは自分たちが戦うためではなく、平和のために来たことを知ら

せるために司令官が決めたことだと伝えられている。一方、尖閣諸島をめぐる中国との関係から「国防軍」としての存在を求める発言が政治家から出てきている。なぜ自衛隊のままではいけないのか。

それでは教会は自衛隊の存在をどのように認識するのか。教会というよりも、私の自衛隊についての認識は、憲法九条から見れば違憲状態である。しかし日本も独立国家として守るべき国民と領土と主権があれば、当然、防衛のための力は必要と考えられる。それだから憲法第九条を変えようと言うのではない。独立国家の平和と安全のために警察権と防衛権を持つことは民主主義国家としても世界的に見て普遍的な状況である。また周知の通り中米コスタリカは常備軍を廃止しているが、非常時の徴兵を憲法で規定している。同国はスイスのような永世中立国ではなく親米国家であるから、深刻な紛争事態が生じたときには米国の支援が及ぶことは想定される。確かに歴史的には戦力不保持によつて戦力を免れた事例もある。第二次世界大戦下の沖縄県渡嘉敷村前島は無防備だったために米軍の攻撃が及ばなかったといわれている。

戦力保持というのは当然戦争を想定している。本来ならすべての国家が戦力を持たないで平和的な手段だけで存立し外国との国交ができることが理想である。さらに言うなら、一国の中でも警察家組織を必要とすることなく平和と安全が保たれることが理想であろう。しかし残念ながら犯罪は後を絶たない。法律だけでは安全は保持されない。警察の存在と力が、ある程度犯罪の抑止効果を表していると言える。であるから攻撃力としてではなく抑止力として戦力を保持することは考えられる。それにもかかわらず各国に求められるのは戦力の拡大ではなく縮小である。事前の敵地攻撃能力を容認する発言や、武器の共同開発の範囲を広げようとしていることにも強く反対する。また戦闘拡大に繋がる武器供与にも反対である。

聖書には「彼は無意味に剣を帯びてはいないからです。彼は神のしもべであつて、悪を行なう人には怒りをもつて報います」（新改訳、ローマ一三・四）と書かれている。これは警察権に関わる。また詩篇には「王は軍勢の多いことに

よつては救われない。……軍馬も勝利の頼みにはならない。その大きな力も救いにならない。」（新改訳、三三・一六一―一七）とある。これを根拠に絶対平和主義を唱えることもあるだろう。しかし旧約時代のイスラエルが戦力を放棄したことはない。旧約聖書（ヘブライ聖書）を幼いときから頭に入れておられる現代ユダヤ人のイスラエルも戦力放棄をしていないし、徴兵制度も持っている。永世中立国であるスイスは国民皆兵国家である。

今日まで自衛隊は日本国憲法の主旨により交戦権が妨げられていることによつて誰も殺すことなく殺されることもなく現在に至っている。海外派遣も平和維持に特化しているため、米国を中心に仕掛けられた間違った戦争の戦闘行為にも加担せずに来られたのは憲法第九条効果だと言える。併せて日本は周囲を海に囲まれており陸地に国境線を接していないので守られてきたということも現実である。しかし最近では尖閣諸島などの所有権で領海を接する国との間に困難な課題が生まれているのも事実である。政治的解決を望みたい。海外派兵に繋がる「集団的自衛権」を行使することは阻止すべきである。同盟国が戦争している国が直接日本を敵とはしていなくても、同盟国に武力協力したならば、その時点で敵とみなされる。同盟国が交戦している場合であっても武力で関わるのではなく、平和的手段を用いることが平和憲法を戴いている日本の存在意義ではないだろうか。第二次大戦中のスペインは参戦しないで中立的立場で平和的に動いたと聞いている。

教会について

さて、教会はどうであろうか。先の戦争において政府の政策に加担してきた事実を忘れてはならない。そのことについて特に朝鮮半島のキリスト者に死の苦しみを与えた責任を免れることはできない。私も訪韓するたびにそのことにつ

いての謝罪をしてきた。そこから対話が始まるように思う。

私が所属する日本同盟基督教団でも戦時中の教会が成した戦争責任について悔い改めの取り組みがなされてきた。特に一九九六年に開催された「宣教一〇五周年記念大会」で出された「横浜宣言」で、国家が行った侵略戦争、植民地支配、偶像礼拝の強要などに加担した事実を認めて、これらを繰り返すことがないようにという決意を表明した。他の教団教派や団体でもなされてきた。それは大事なことである。しかしこれらの宣言文は戦後の日本国憲法の下での自由、思想信条の自由があり表現の自由が保障された環境で出されたものであり、起草に取り組んだ人の多くは戦後派か戦中には大人ではなかった世代である。だからそれらの宣言文の真価が問われるのは、戦時中と同じ事態が起きることを決して望まないけれども、教会が試練の火の中に置かれた時であろう。

今立てられている教会として果たすべき責任は何であろうか。それは福音宣教とキリストの平和をもたらすこと。そして神の義を現すことだと考える。その視点に立つて世界と関わり、責任を果たすことが求められている。すべての人々のたましいに救いをもたらすことは神のみこころである。そして軍事バランスによらない絶対的平和を目指すこと。そのために祈り発言することは教会の責務である。さらに悪の世に向かって神の真理と正義を高く掲げて示し、預言者の使命を果たすことである。